

## 役員等の報酬及び費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人章仁会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員、第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

### (役員等)

第2条 この規程において「役員等」とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 理事、監事及び評議員
- (2) 第三者委員

### (常勤役員等の報酬)

第3条 役員等のうち常勤の役員（以下「常勤の役員」という。）には、評議員会が定める額（別表）を報酬として支給する。

2 新たに常勤の役員となった者には、役員となった日の属する月から報酬を

支給する。

3 常勤の役員が退職したときは、退職した日の属する月まで報酬を支給する。

4 常勤の役員が死亡したときは、死亡した日の属する月まで報酬を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により報酬を支給する場合であつて月の21日から支給するとき以外

のとき、又は翌月の20日まで支給するとき以外

のときは、その報酬額は、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を

基礎として日割りにより計算する。

6 報酬は、その月分を当該月最終支払い発生日に支給する。

### (非常勤役員等の報酬及び費用弁償)

第4条 常勤の役員以外の役員等がその職務に従事したときは、次の各号に応じて

報酬又は費用弁償を支給する。

(日額)	理事	17,000円
	監事	17,000円
	評議員	17,000円
	第三者委員	17,000円

2 交通費は、次のとおりとする。

三次市内2,000円は上記日額に含む。

三次市以外は交通費実費を上記日額に加算する。

3 業務執行理事が非常勤の場合、上記理事同様とする。

### (費用弁償)

第5条 役員等が法人業務のため出張したときは、その費用の実費を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、職員の旅費に関する規程に準ずる。

(退任慰労金)

第6条 役員等が退任する場合、評議員会が定める額(別表)を報酬(退任慰労金)として支給する。

(適用除外)

第7条 法人の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(規程の改正)

第8条 この規程を改正しようとするときは、評議員会の決議を得なければならない。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月24日から施行する。

別表(常勤役員報酬)

	月 額	備 考
理事長	1,000,000	
副理事長	700,000	
業務執行理事	500,000	

別表(役員等の退任慰労金)

	支 給 額	備 考
20年以上	150,000	
10年以上20年未満	100,000	
10年未満	50,000	